

共済福祉会ほほえみ居宅介護支援事業所 運営規程

制定	平成 11 年 10 月 1 日	改定	平成 21 年 4 月 1 日
改定	平成 13 年 7 月 1 日	改定	平成 23 年 5 月 16 日
改定	平成 15 年 5 月 1 日	改定	平成 23 年 6 月 6 日
改定	平成 16 年 5 月 1 日	改定	平成 23 年 10 月 1 日
改定	平成 16 年 12 月 22 日	改定	平成 26 年 2 月 5 日
改定	平成 17 年 4 月 1 日	改定	令和 7 年 4 月 1 日
改定	平成 18 年 4 月 1 日		

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 共済福祉会が開設する共済福祉会ほほえみ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「専門員」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の専門員は、要介護状態となった利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいて居宅サービスの提供が確保されるよう事業者等との連絡調整、また、利用者が施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- 2 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏することのないよう公正中立に行われなければならない。また、運営に当たっては、関係市町、地域包括支援センターをはじめ地域の保健・医療・福祉サービス等との連携に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 共済福祉会 ほほえみ居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 田方郡函南町平井 717-38

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、主任介護支援専門員を配置し、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員 4人以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日
月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び、12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間
午前8時30分から午後5時25分までとする。
- （3）サービス提供時間
午前8時30分から午後5時25分までとする。
- （4）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- （1）利用者の相談場所 事業所の相談室
 - （2）使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式
 - （3）サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室他
 - （4）居宅訪問頻度 初回訪問面接後、少なくとも1月に1回
- 2 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。
利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握、要介護認定等の申請に係る支援。
- 3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準による。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、函南町、伊豆の国市(旧韮山町)、三島市（JR三島駅南部区域）とする

（虐待の防止）

第8条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第9条 専門員は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（事業継続計画）

第10条 事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。

（感染症予防、まん延防止）

第11条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（ハラスメント対策の強化）

第12条 事業所内外において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（その他運営についての留意事項）

第13条 その他運営についての重要事項は、次のとおりとする。

- （1）従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- （2）従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- （3）この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 共済福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。